

編集・発行 度会町 / 印刷・文化印刷有限公司



早春

雨が降ることに暖かな空気が漂い、万物に春の訪れを知らせています。

野の草や庭の木立ちも、

新芽をのぞかせ春がもうそこまで来ていることを告げています。

小川は和らかな陽ざしを受け、こち良きリズムをとりながら流れています。

庭の片すみのふきのとうもわたる風の暖かさに、花穂を開き、堤の枯草のなかでは、陽ざしをあびてとまどいながらも、つくしがによつきりと頭を出した。

これら自然のあらゆるいのちは、南の方から力強い息吹きのもとに、春の訪れを知らせています。

2月1日現在町の人口 男 4,271人 女 4,398人 計 8,669 世帯数 1,901

本号の 主な内容

- 昭和49年度町の台所公表..... P 2
- 度会郡 5ヶ町村消防出初式..... P 4
- 交通安全センター発足..... P 5
- 所得税確定申告受付はじまる..... P 6
- ペンリレー..... P 7
- 年金コーナー..... P 7
- お知らせ板..... P 8

昭和四十九年度の一般会計と特別会計の決算が認定されましたことは前号でお知らせいたしましたが、その内容について改めてお知らせするとともに、町民みなさんの町行政へのご理解とご協力をお願いいたします。

年度 台所公表

健全財政保持

実質黒字 **7,942** 万円

一般会計

予算は、当初六億七千二百六十万円、補正額は一億三千八百四十一万八千円で、最終予算額は八億一千四百四十二万四千円に達しました。決算額は、歳入八億七千二百四十九万九千円に対し、歳出は七億九千三百二十七万七千円で歳入歳出差引額七千八百二十二万二千円となり、実質収支において黒字となっております。

(歳入状況)
歳入予算八億一千四十二万四千円に対し、収入済額は八億七千二百四十九万九千円で百七パーセント強の収入増となっております。

収入の内訳は下の表で示したとおり、地方公付税が二億四千四百四十八万八千円で、三十九、五パーセントを占めており、またみなさんから納められた町税は八千六百三十六万八千円で九・九パーセントとなっております。

この町税の内訳は次の表で示すとおり、前年度と比して二千三百八十五万四千円の増

歳出状況

取ります。

歳出については、中学校建設事業、田口大橋設計委託・日向橋工事請負等橋りょう整備事業、町道改良事業、災害復旧事業などの投資経費は、三億八千八百九十四万四千円で歳出決算額の四十九、一パーセントを占めています。次いで人件費、二億四百七十七万二千七百二十五・七パーセントとなっております。この人件費は町議会議員ほか各種委員報酬や偏用賃金手当等を含んでおります。

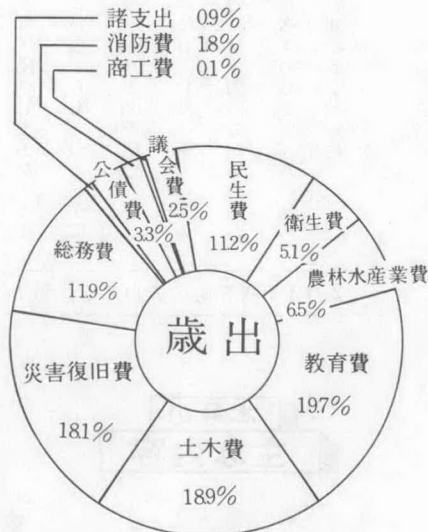
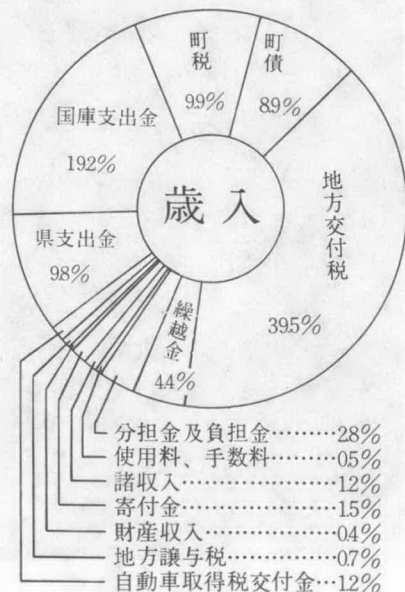
特別会計

(国保会計)
予算は、当初一億九百六十一万九千円であったが、二百五十四万四千円の補正があり、最終予算は一億三千百十六万三千円に達しました。一方、決算額は、歳入一億三千

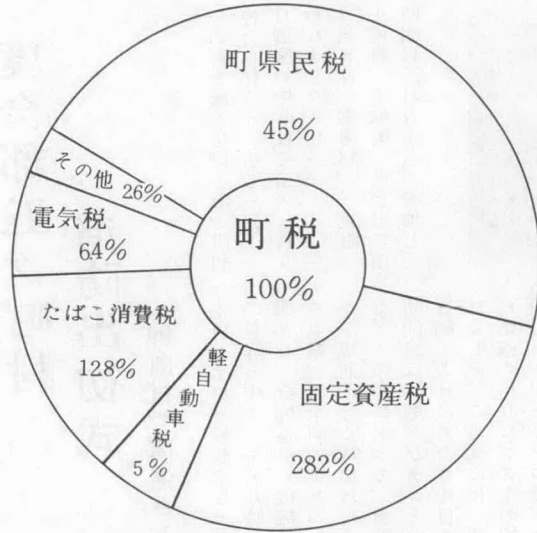
一般会計決算

(単位千円)

歳入			歳出			
款	予算現額	調定額	款	予算現額	支出済額	不用額
町税	59,194	87,831	議会費	20,248	19,966	281
地方譲与税	2,000	6,307	総務費	97,861	93,945	3,915
自動車取得金	6,000	10,816	民生費	91,560	88,823	2,736
地方交付税	323,688	344,148	衛生費	40,796	40,095	700
交通安全対策特別交付金	100	0	農林水産業費	53,114	51,877	1,236
分担金及負担金	28,217	25,766	商工費	1,058	1,050	8
使用料手数料	3,535	4,203	土木費	151,844	149,788	2,055
国庫支出金	167,150	166,791	消防費	15,270	14,407	862
県支出金	85,678	85,757	教育費	157,156	156,149	1,006
財産収入	757	3,367	災害復旧費	145,160	143,354	1,805
寄付金	12,756	13,179	公債費	26,364	26,217	146
繰入金	0	0	諸支出	8,202	7,352	850
繰越金	38,000	38,159	予備費	1,791	0	1,791
諸収入	5,549	10,557				
町債	77,800	77,300				
合計	810,424	874,186	合計	810,424	793,027	17,396



昭和49 町の



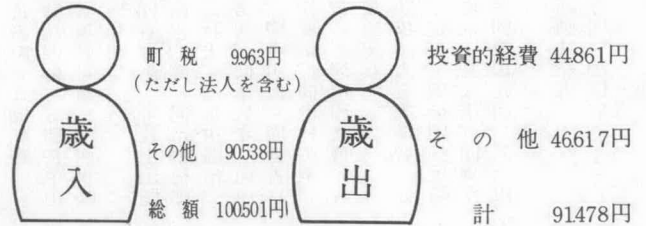
町の税金収入の内訳

六十万九千九百円で歳出は一億二千九百四十五万四千円となり、歳入と歳出の差額ならびに実質収支について、六百六十五万五千円の黒字となりました。
 (簡易水道会計)
 予算は、当初八十九万四千円でしたが、立岡の簡易水道施設に対する補正が、二千二百六十六万四千円あり最終予算は、二千三百二十二万八千円に達しました。決算については歳入が、二千三百四十二万二千円に対し歳出は、二千二百九十五万四千円となり、歳入と歳出の差額および実質収支は四十五万八千円で、黒字となっています。

町税状況 (単位千円)

区分	調定額	収入済額	収納率
町民税	39,485	38,850	98.4
固定資産税	25,020	24,336	97.3
軽自動車税	4,485	4,342	96.8
たばこ消費税	11,051	11,051	100.0
電気ガス税	5,497	5,497	100.0
その他	2,290	2,289	99.9
合計	87,831	86,368	98.3

町民一人当たり (平均で見た場合)



国民健康保険特別会計決算額

款	歳入		
	予算現額	調定額	収入済額
国民健康保険税	42,186	44,350	42,853
使用料及び手数料	2	1	1
国庫支出金	73,833	77,605	77,605
県支出金	101	101	101
繰入金	5,000	5,000	5,000
繰越金	9,418	9,418	9,418
諸収入	623	1,129	1,129
合計	131,163	137,605	136,108

款	歳出		
	予算現額	支出済額	不用額
総務費	6,098	5,984	113
保険給付費	118,016	117,600	415
保険施設費	2,903	2,865	37
公債費	50	0	50
諸支出金	3,011	3,003	7
予備費	1,085	0	1,085
合計	131,163	129,453	1,709

(年度末) 加入世帯 1,162人 被保険者 4,046人
 一世帯平均国保税 38,166円 一人平均国保税 10,961円

一人平均医療費 39,122円
 (町負担額 27,386円 + 本人負担額 11,736円)

一世帯平均医療費 136,227円
 (町負担額 95,359円 + 本人負担額 40,868円)

簡易水道特別会計決算 (単位千円)

款	歳入		
	予算現額	調定額	収入済額
使用料及手数料	893	900	900
繰越金	71	347	347
分担金及負担金	2,663	2,663	2,663
国庫支出金	8,449	8,449	8,449
繰入金	1,752	1,752	1,752
町債	9,300	9,300	9,300
合計	23,128	23,411	23,411

款	歳出		
	予算現額	支出済額	不用額
衛生費	22,692	22,518	173
公債費	436	435	1
合計	23,128	22,953	174

所得税の確定申告

受付はじまる

三月十五日まで!

昭和五十年分の贈与税の申告と納税は二月一日から、又所得税の確定申告と納税は二月十六日から三月十五日までの期間です。

伊勢税務署では、今年も伊勢税務署をはじめ、各市町村役場を会場として納税相談が行われます。本町は三月八日と九日の両日、役場において行なわれます。時間は午前九時三十分から午後四時まで(十二時から一時までは昼休み)です。

期限まぎわになりますと、税務署の窓口が大変混雑し、長い間待つていただくことがありますので、ぜひこの機会に確定申告を、おすませください。

町民税・県民税の申告も

お早めに

- (1) 確定申告をしてください。給与の収入金額が年額一千万円をこえる人。
- (2) 一ヶ所だけから給与を受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が二十万円をこえる人。
- (3) 二ヶ所以上から給与を受けている人で、「従たる給与の収入金額」と「給与所得や退職所得以外の所得の金額」との合計額が二十万円をこえる人。(ただし一定金額以下の給与所得者を除く)
- (4) 家事使用人などで、給与の支給を受ける際に所得税を源泉徴収されないこととなっている人。
- (5) 同族会社の役員や、これらの人と親族関係などにある人で、その会社から給与のほか利子、賃貸料、使用料などを受けている人。

確定申告とは…所得税は源泉徴収以外は年三回に分けて納付することになっていますが、始めの二回(七月と十一月)は予定納税といって、その年の所得税を概算で納付し、次の年の二月十六日から三月十五日までに一年間の所得を確定して予定納税額との過不足額を精算する仕組みになっています。

確定申告の必要な人………一、五十年中の所得金額が、基礎控除(二十六万円)や配偶者控除(二十六万円)や老人扶養控除(一人につき三十二万円)、その他の扶養控除(一人につき二十六万円)など所得控除の合計額をこえる人。

二、給与所得者は、通常年末調整によって税額が精算されますので確定申告の必要はありませんが、次の方は

確定申告の必要がない人………一、昭和五十一年一月一日現在町内に住所のある人、またはあった人で、昨年中に所得のあった人。



物品税について

- 物品税は、貴石製品、真珠製品、ゴルフ用品、乗用自動車、テレビなど主としてしやし性、娯楽性、便益性などの高い物品にかかる税金です。
- 物品税は、第一種、および第二種の物品に分類し、第一種物品については、小売税の方法がとられ、販売した小売業者が、小売価格に一定の税率を乗じて算出した物品税を販売代金に含めて消費者から受け取り納税することになっております。第二種物品については、製造者が販売する際、卸売価格に一定の税率を乗じて算出した物品税を販売代金に含めて受け取り納税することになっております。
- ◎主な税率は次のとおりです。
- 第一種物品
 - 貴石およびその製品、真珠およびその製品、べつ甲製品、毛皮製品等。
 - 十五パーセント
 - 十パーセント
 - 第二種物品
 - 大型モーターボート、ゴルフ用具、銃、ビリヤード用具
 - 三十パーセント
 - ルームクーラー、大型冷蔵庫、家具類等
 - 二十パーセント
 - 普通乗用自動車、小型テレビ、ステレオ、楽器等
 - 十五パーセント
 - ラジオ、香水、小型モーターボート等
 - 十パーセント
 - 化粧水、整髪料、炭酸飲料等
 - 五パーセント

軽自動車税の廃車

届出は三月三十一日までに

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車(所有者(四月一日現在)に課税される税金です。軽自動車等を廃車された場合は、三月三十一日までにその手続きを済ませてください。

年金コーナー

4月から保険料が改められます

1ヶ月

1,400円に

昭和五十一年四月から国民年金の保険料は、これまでの千円から千四百円に改められます。

国民年金は、歳をとったり障害者となったり、あるいは母子世帯になったりしたときに年金を支払って、加入者の生活の安定を図るためのものです。そのために、一昨年の春には大幅に年金額が引上げられ、また、一昨年、昨年と二年連続で物価スライドによる増額が行われ、合わせて四一、五%も年金額がふえました。

このようなこともあって、

改定される掛金

51年4月から

国民年金	(定額保険料)	1,100円が	1,400円に
	(定額保険料+附加保険料)	1,500円が	1,800円に

四月分から保険料は、一ヶ月につき千四百円(附加保険料加入者は、千八百円)になりました。将来あなたの年金をよりよくするために、ぜひご協力ください。

よく考えて

考齡年金の繰上げ請求

国民年金の老齡年金は、一定の期間保険料を納めた人に六十五歳から支給されます。しかし、本人の希望によって、六十歳から六十四歳までの間なら、支給開始を繰り上げてもらうことができます。最近はこの繰上げ請求をする人が目立って多くなりしました。

しかし、ちよつと待つてくたさい。この繰上げ請求をすると、六十五歳から支給を受

ける場合を一〇〇とすれば、大幅に減額されて次のように少ない割合の年金しか受けられません。

六十歳以上六十一歳未満で受ける場合 (五八%)
 六十一歳以上六十二歳未満で受ける場合 (六五%)
 六十二歳以上六十三歳未満で受ける場合 (七二%)
 六十三歳以上六十四歳未満で受ける場合 (八〇%)
 六十四歳以上六十五歳未満

で受ける場合 (八九%)

この繰上げ請求によって減額された割合は、その人が六十五歳になった後も生涯続きます。物価スライドなどで年金額が増額されても、やはり同じ割合で減額されます。

このように、病弱の人など早く年金を受ける必要がある場合を除いて、一般には、六十五歳から、減額されない年金を請求されるのが、よいのではないのでしょうか。よくお考えください。

なお、国民年金について詳しいことは、役場国民年金係へおたずねください。



ペンリレーの指名を安易な気持ちで引き受けましたが、いよいよと成り改めて責任を感じ、後悔先に立たずの古言が身にしみました。何を書いてよいかのテーマも見定まらず困ってしまいました。何十年ぶり自分の勉強に成るのではと思いなおし、思いつくまま書くことに致しました。



最近の社会は理解しがたい

事が多いように思います。不況不況と今年もまた苦しい年になりそうです。物価は上がる一方貯金利子は下がる・公共料金的大幅値上げ、買う物の高いこと、売る物の安いこと、特に農産物等、就職入学難、失業者が三月には百五十万人とか、倒産の多発、交通戦争、公害など考えるとゾーとします。大学卒より高卒よりも中卒が尊く、高卒の部下に大学卒が居るとか、教育と社会とが別々の道を進んで居るのでうに思います。

正直者がバカをみて、強い者ずるい者が得をしているように思います。

いろいろとヒニクを書き並べましたが、私は反対に今の世の中は平和で、こんな結構な時代に生れて幸せだと思えます。

その気に成れば仕事はいくらでもあり、生きて行くには事かきません。

東南アジアの人間より、日本豚の方がおいしいものを食べているとか。保険制度も社会保険も衣・食・住も充分とは云い切れませんが、努力

の、まぜいの苦しいのと不平不満・勝手気まま過ぎるのでは無いのでしょうか。

何はともあれ我々人間は毎日毎日、危険の中に生きている事はたしかです。

私は最近つくづく、地位よりも金よりも名誉よりも健康が一番大切だと思つています。健康以上の幸福は無いでしょう。各自一人一人が健康を守る事こそ、己の幸福・一家の幸福となるのです。

度会町は住みよいところです。私達でこの住みよい町を守り、後世に引き継ごうではありませんか。

健

康

大久保 山本 喜久男

農林業(四十八歳)

書いた私にも何を書いたか何をいおうとしたか解らなく成つてしまいました。制限ページ、一杯に成つてしまいました。

今後、このペンリレー欄の発展を願いペンを置きます。

次回は山本さんの指名により浦田ふゆきさん(大久保)にお願いする予定です。

お知らせ板



恩給法の一部改正

恩給法の一部が、このたび次のように改正されました。該当すると思われる方や詳しくお知りになりたい方は、役場住民課まで申し出てくださいます。

一、旧軍人に対する一時恩給の支給条件の緩和

(1)引続く実在職年が三年以上七年未満の兵としての勤務に對し、その旧軍人(又はその遺族)にかかると一時恩給(又は扶助料)を支給する。

(2)下士官以上の旧軍人にかかると一時恩給(又は扶助料)は引続く実在職年が三年以上七年未満で、下士官以上として在職年が六ヶ月以上必要であるとしていたが、今回、この下士官以上として在職年が六ヶ月以上」という条件が、廃止される。

二、旧軍人の加算年の年額計

算への算入要件の緩和

昭和四十八年十月一日より七十歳以上の高齢者(傷病恩給受給者及び、妻子に対する扶助料を含む)に支給される普通恩給については、実在職年と合せて四十年に達するまで、実在職年と同様年額計算の、基礎在職年に算入することとされた。

入居者を募集

身体障害者更生指導所

三重県身体障害者更生指導所は、肢体不自由者を対象として、更生に必要な機能回復訓練とその能力に応じた職業の基礎を教え、社会に復帰して自立更生ができるよう指導している公共施設ですが、このほど五十一年度入所生を次のよう募集しております。

一、定員 三十名、ほかに通所定員六名

二、期間 一ヶ月、ただし六ヶ月の延長も可。

三、時期 前期四月後期十月

四、資格

(1) 肢体不自由者で更生の見込のあるもの

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者、または交付申請中のもの

(3) 年齢十五歳以上で義務教育終了者、または同程度の学力を有すると認められる者

このほか業務内容や募集要項など、くわしいことをお聞きになりたい方は、住民課までお問い合わせください。

NHK学園高校 51年度 生徒募集

中学校を卒業しはたらきながら、自宅で放送を利用して学び、四年間で高校卒業の資格がとれる通信制の高等学校NHK学園高校では、本年も次のとおり生徒を募集してお

ります。

募集人員 二五〇〇名

一、新入生 若干名

二、編入生 若干名

募集期間 昭和五十一年二月一日から同三月十五日まで、ただし本年三月中学校卒業見込の者は、三月三十一日まで

入学資格

(イ) 中学校卒業者およびこれと同等以上の学歴を有する者。

(ロ) 昭和五十一年三月中旬卒業見込の者。

(ハ) 編入生は過去に高校に在学したことがあり、一部の科目単位を修得している者。

その他入学についてのお問い合わせは、

〒186 東京都国立市富士見台 二一三三六 NHK学園入学係

☎〇四二五―代⑦①―三二五―一 係直通⑦①―三二五―五

戸籍の窓	
おめでた	
一月中に届出のもの	
氏名	父名 続柄 字名
中村 元幸 英生 長男 立花	大北 直樹 重樹 長男 柳 橋 森本 ゆき
橋本 愛子 敏孝 長女 棚橋	井戸本 武士 幸久 長男 牧 戸 西村 楠司
石井 康寛 正孝 長男 棚橋	奥村 美保 芳夫 長女 坂 井 西川利左衛門

奥山 晶子 忠 二女 麻加江	中西 正和 正 長男 下久具	前田もと子 保夫 長女 注連指	中山 竜彦 繁 長男 葛原 一月中に届出のもの
森田美智子 貞次 長女 田口 氏名	釜谷 実穂 秀夫 長女 橋本 きぬ	味噌井干幸 功 長女 戸 西村 宮一	大北 直樹 重樹 長男 柳 橋 森本 ゆき
西川 真美 道文 長女 柳 橋 森本 ゆき	井戸本 武士 幸久 長男 牧 戸 西村 楠司	奥村 美保 芳夫 長女 坂 井 西川利左衛門	83歳 柳

東出 庄吉 77歳 川口	森田美智子 0歳 田口	岡村 松一 52歳 棚橋	濱岡 ゆう 86歳 南中村	濱口 静男 35歳 棚橋	木戸口まさへ 79歳 平生
--------------	-------------	--------------	---------------	--------------	---------------

食糧事務所統合される

農林省三重食糧事務所ではこのたび、機構改変により出張所が廃止されました。これに伴い役場裏にあった度会出張所は伊勢・鳥羽・志摩の各出張所とともに統合され、去る二月一日より三重食糧事務所伊勢支所として発足しました。

これからは、担当職員が出張し今までどおり業務にあたることになっていきます。(今後の連絡先)

伊勢市楠部町広瀬 乙の二〇七―三

三重食糧事務所伊勢支所 ☎伊勢局代④六二五―一

区長さんの交替

和井野区では、西岡 功氏が病気の為区長を辞任されましたので、新しく次の方を選任しました。

新区長 西岡 準一